

# 令和8年度大山崎町国民健康保険税 試算書

## 令和8年度 国民健康保険税率

課税区分	①所得割 所得に応じて負担	②均等割 1人あたり定額	③平等割 世帯あたり定額	限度額 ①+②+③
医療分	8.10%	33,600円	21,300円	67万円
介護分 (40歳～64歳)	2.80%	11,800円	5,900円	17万円
後期高齢者 支援金分	2.82%	11,300円	7,000円	26万円
子ども子育て支援金分 (18歳以上)	0.32%	1,200円	700円	3万円

○国民健康保険税の計算方法について

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者の保険税を世帯ごとに計算します。

保険税には、4つの区分と3つの項目があります。

4つの区分…「医療分」、「介護分(40歳～64歳のみ)」、「後期高齢者支援金分」、「子ども子育て支援金分(18歳以上)」

3つの項目

- ・「所得割」…前年の所得に決められた割合をかけて計算します。
  - ・「均等割」…世帯で加入している人数分かかります。
  - ・「平等割」…世帯ごとにかかります。世帯の加入者の人数は関係ありません。
- 全ての金額を合計したものが、年間(4月から翌3月)の保険税です。

### ① 試算の前に下記情報をご用意ください。

(必要情報)

	加入者①	加入者②	加入者③	加入者④	加入者⑤
前年の所得金額	円	円	円	円	円
計算の元にする所得	円	円	円	円	円

※計算の元にする所得=前年の所得金額-43万円

計算の元にする所得の合計 (A)	(円)	加入人数計 (B)	(人)
------------------	-----	-----------	-----

※所得金額については2ページをご確認ください。

### ② 用意した情報を元に下記表を計算します。

保険税試算

課税区分	①所得割 所得に応じて負担	②均等割 1人あたり定額	③平等割 世帯あたり定額	合計 ①+②+③
医療分	(A) × 8.10% =( )円	(B) × 33,600円 =( )円	21,300円	=( )円 限度額: 67万円
介護分 (40歳～64歳)	(A) × 2.80% =( )円	(B) × 11,800円 =( )円	5,900円	=( )円 限度額: 17万円
後期高齢者 支援金分	(A) × 2.82% =( )円	(B) × 11,300円 =( )円	7,000円	=( )円 限度額: 26万円
子ども子育て 支援金分 (18歳以上)	(A) × 0.32% =( )円	(B) × 1,200円 =( )円	700円	=( )円 限度額: 3万円
総合計				円

※試算結果は、あくまでも概算であり、実際の保険税とは異なる場合があります。

※低所得世帯の軽減制度は考慮していません。

(一定以下の所得の場合は、所得額に応じ保険税が軽減されます。詳細は軽減制度のページをご確認ください。)